

子育て支援サービス 利用料金助成

子育て世帯の経済的負担軽減のため、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業のサービス利用料金を助成しています。

●**対象者** 市内幼稚園、保育園の一時預かりやファミリー・サポート・センターを利用した市内在住の保護者

●**助成額** お子さん1人当たり年間上限15,000円

●**申請期限** 3月31日(金)
※期限を過ぎると助成が受けられなくなります。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

ごみの持ち込みに「予約」が必要となります

ごみの持ち込み車両の混雑解消と事故防止の観点から、4月10日(月)から仙南リサイクルセンターおよび仙南クリーンセンターへの直接持ち込みは予約が必要となります。詳細は次でお知らせします。

☎仙南地域広域行政事務組合業務課 ☎0224-52-2870

「しろいし安心メール」 登録方法

次のQRコードから登録ください。

【PC・スマートフォン用】 【フィーチャーフォン用】



■**人口** 31,870人(前月比) -98人
男15,718人 女16,152人
■**出生件数** 8件 ■**死亡件数** 57件
■**世帯数** 14,116世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■国民年金の手続き

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者(学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚などで厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者(会社員・公務員など)	お勤め先を退職した	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	退職したあと、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	収入増加などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入していた配偶者が退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金などに加入した	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入義務があります。
※市役所での手続きに必要なもの(基礎年金番号または個人番号が分かるもの、資格喪失証明書、身分証明書など)

☎大河原年金事務所
☎0224-51-3111
健康推進課 ☎22-1362
日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp>

高齢者にバスの乗車証を交付します

1カ月当たり4枚の乗車券(1乗車につき自己負担100円)と乗車証を交付します。

※申請が遅れると月単位で助成券の交付枚数が減るのでご注意ください。

●**対象者** 70歳以上の方(昭和29年4月1日までに生まれた方)
※本年度交付を受けた方には、個別にお知らせします。

※代理申請も可能です。

●**対象区間** ミヤコーバス白石

遠刈田線(福岡方面)の白石蔵王駅～田中前(大泉記念病院)間

●申請場所・期間

①長寿課 3月22日(水)～
②市民生活課 4月11日(火)～

●**その他** 4月10日(月)までに交付を希望する方は、長寿課で手続きいただくか、郵送での対応になります。郵送で手続きを希望する場合は、3月24日(金)までにご連絡ください。

☎長寿課 ☎22-1361

市内の交通事故 1月1日～31日 ※ ()は1月からの累計

■**発件数** 65件(65件) ■**死亡者数** 0人(0人)
■**負傷者数** 6人(6人) ■**物損件数** 59件(59件)
■**飲酒運転摘発者数** 0人(0人)

重度心身障害者移動サービス 利用助成券を交付します

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。タクシー券か燃料券の一方を選択してご利用ください。

●助成内容

・**タクシー券** 1カ月当たり2枚を助成(1枚500円分)
・**燃料券** 1カ月当たり1枚を助成(1枚1,000円分)

●対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちで「1級」、「2級」の方
 - ・部位別等級が「3級」で肢体不自由の下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害に限る。
 - ②療育手帳「A」の方
 - ③精神障害者保健福祉手帳「1級」、「2級」の方
- ※所得制限の条件があります。また、施設入所者や3カ月以上の医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

●**申請に必要な物** ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、②自

動車検査証、③運転免許証(②・③は燃料券を選択した場合)、④印鑑(代理申請の場合のみ。シャチハタ不可)

●申請受付場所および受付開始日

①福祉課 3月22日(水)～
②市民生活課 4月11日(火)～
※市民生活課はタクシー券のみの受付になります。

■休日窓口開設

●**日時** 3月25日(土)
9:00～16:00

●**場所** 市役所3階第3会議室

■燃料券申請時の注意事項

- ①障がい者の方が所有する自動車が対象になります。
 - ※療育手帳Aの方や18歳未満の障がい者の方は、同居する家族の所有する自動車も対象。
 - ②障がい者本人以外の方が運転する場合は、次の条件に該当し同居する家族の方が運転することが条件です。
 - ・身体障害者手帳、療育手帳の「鉄道旅客運賃減額」の種別が「1種」の方・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方・18歳未満の障がい者の方
- ☎福祉課 ☎22-1400

お出かけは マスク戸締り 火の用心

3月1日から7日まで、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

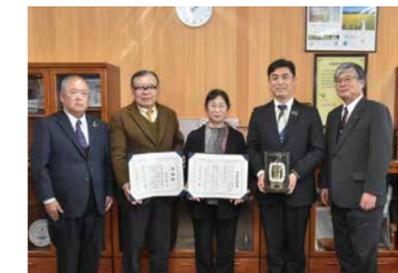
冬から春は空気が乾燥し、風が強い日が多いことから火災が発生しやすくなります。火災を防ぐポイントを再確認し、火災予防に努めましょう！一人一人が火の取り扱いを注意し、火災を未然に防ぎ、火災をなくすようご協力をお願いします。

■火災予防のポイント

- 放火を防ぐため家の周りには燃えやすいものは置かない。
 - 寝たばこは絶対にしない。させない。
 - コンロを使うときは火のそばを離れない。燃えやすいものを近くに置かない。
 - コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
- ☎白石消防署 ☎25-2259

紙上から お礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。(敬称略)
富永信明、羽山砕石株式会社代表取締役 小川隆、山谷林、若柳梅京後援会 会長 佐藤義信



▲ヤマトホテル置時計寄付受納の様子、左から小川正人議長、富永信明さん、富永弘子さん、山田市長、半沢教育長

高齢者タクシー利用 助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。

●**対象者** 要介護3以上の認定を受けている方で市民税非課税の方
●**助成内容** 助成券は1カ月あたり2枚(1枚500円分)を単位として交付します。

ただし、施設入所者や3カ月以上の入院、障害者を対象とした重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。

●**申請に必要なもの** 介護保険被保険者証

●申請場所・期間

①長寿課 3月22日(水)～
②市民生活課 4月11日(火)～
※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減るのでご注意ください。
☎長寿課 ☎22-1361